

加古川市予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市（以下「甲」という。）が全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入することに伴い、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種に係る事故の災害補償について必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 甲は、次条に規定する予防接種を行うことにより、第4条に規定する補償対象者が死亡し、又は身体障害（予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。)別表第二に定める障害に限る。）が発生した場合は、当該補償対象者に対し、第5条に規定する補償を行うものとする。

(対象とする予防接種)

第3条 前条で規定する補償の対象となる予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として実施する予防接種とする。（ただし、ツベルクリンは除く。）

2 甲が委託契約書若しくは実施依頼書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。

3 甲が他の市町村から委託契約書若しくは実施依頼書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項の規定する自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により甲が補償を行う者は、前条の予防接種を受けたすべての者とする。

2 甲は、前項に規定する補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 甲が補償する補償の対象範囲及び補償金額は、事故発生日の属する年度において加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の加入類型の基準によるものとする。

2 甲は、死亡した場合の死亡補償金と障害を被った場合の障害補償金とを重複して給付しないものとする。

(損害賠償の免責)

第6条 甲は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法(明治29年法律第89号)または国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第7条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市予防接種事故災害補償要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、それ以前に実施した予防接種については、なお従前の例による。